

## ○宮古島市建設工事の競争入札案件における落札制限及び手持ち工事数の制限に関する基準

### 目的

- ・業者の過大受注による品質低下の防止、受注機会の均等を図る。

### 対象工事

- ・落札制限 同一業種及び同一規模の工事
- ・手持ち工事数の制限 5業種（土木、建築、電気、管、ほ装）及び格付け等級に分類される工事  
5業種以外の工事で制限対象と判断した工事（解体、消防施設、水道施設、塗装など）

### 内容

- ・落札後30日間は入札に参加できない。（すでに参加している場合は、無効扱いとする。）
- ・手持ち工事数は2件とする。ただし、優良建設工事表彰業者は3件とする。（受賞から1年間）
- ・手持ち2件に達した場合、工事1件が完了（合格通知書の発行）するまでは入札に参加できない。
- ・受注した年度を繰越しても手持ち工事件数に加える。

(例)

工事名	工事①	工事②	工事③	工事④	工事⑤		工事⑥	
開札日	8月28日	9月10日	10月5日	10月8日	3月10日	3月31日	4月5日	4月30日
取扱い	—	工事① 落札制限対象 (30日以内)	工事② 落札制限対象 (30日以内)	工事②③ 落札制限対象 (30日以内)	—	工事①完了	工事⑤ 落札制限対象 (30日以内)	工事②完了
A業者	落札 入札制限 (30日間)	辞退扱い	入札参加	落札 入札制限 (手持ち工事 2件目)	入札参加不可		入札参加	
						入札参加可能 (工事①完了)		
B業者	入札参加	落札 入札制限 (30日間)	辞退扱い	入札参加不可	落札 入札制限 (手持ち工事 2件目)		入札参加不可	
								入札参加可能 (工事①完了)

※「辞退扱い」：一般競争 → 入札参加申請済み、指名競争 → 指名通知受領済み